

講演

韓国製造物責任法の制定過程と主要内容

延 基 榮
金 炳 学 訳

- 1 はじめに
- 2 製造物責任法の制定過程
- 3 製造物責任法的主要内容
- 4 おわりに：施行上の問題点と課題

1 はじめに

製造物責任とは、一般に「欠陥ある製造物によって、その製造物の利用者、消費者または第三者が被った損害に対する責任」として理解される⁽¹⁾。この責任は、欠陥製造物の使用及び消費によって生じた損害に対する責任を意味し、製造物自体の欠陥に関する損害（Mangelschäden）を含まないのが特徴である。すなわち、欠陥製造物によって人身（Person）、財産（Vermögen）にもたらされた瑕疵惹起損害（Mangelfolgeschäden）または付随損害（Begleitsschäden）の賠償責任である⁽²⁾。

この分野において最も多い事件は、損害発生の要因として製造物自体が安全性の要求と必要条件を欠いている場合である。すなわち、製造物の欠陥に関連

(1) Kee-Young Yeun, von der Verschädenshaftung zur Gefährdungshaftung für fehlerhafte Produkte (Göttingen Rechtswissenschaftliche Studien Bd. 132, Verlag Otto Schwartz & Co.). Göttingen 1988, S. 1; Lukes, Reform der Produkthaftung, Köln/München, 1979, S. 5.

(2) Dunz-Kraus, Haftung für schädliche Ware, Sammlung Gehlen 6, 1969, S. 13f.

する「危険潜在力」が実現され、損害を生ぜしめることである。このような場合は、特に、発生した損害を填補するための法的な利害調整が必要である。欠陥製造物による被害救済は、消費者保護という側面から公法的な規制や制裁の方法（行政法的・刑事法的救済方法）を求めることもできる。しかし、被害者を、より実質的に救済するためには、民事法的な損害賠償制度をとって実現することが望ましいと考える。

民事法的な救済方法としては、従来、契約法と不法行為法の伝統的な理論によって解決しようという努力が行われたが、その限界に直面することとなった。伝統的な市民法的指導原理に立脚した法理論では、被害者を保護するのには不十分であるという認識のもとに、危険責任または厳格責任などの無過失責任を導入し、製造物責任の根拠とするようになった。

既に、多くの先進国においては、このような無過失責任の導入を主要骨子とした「製造物責任法」が制定され、判例によって確立されてきた。日本においては、1994年に「製造物責任法」が制定され、1995年7月1日から施行されている。

大韓民国（以下韓国とする）においても、世界化・国際化時代にみあう「製造物責任法」制定の必要性が長年にわたり提起され、1999年に法案が国会を通過し、2002年7月1日から施行されている。本法の施行は、消費者保護のみならず、企業の国際競争力の向上に寄与している。消費者被害救済を簡易にすることによって、消費生活の安定をもたらしたのである。加えて、企業の品質管理に貢献し、新しい技術管理と経営環境に企業が積極的に対応することによって、究極的には国家経済の健全な発展の原動力になったという点で、本法施行の意義は大きい。

すなわち、本法の施行によって、欠陥製造物による被害者救済に関する特別法をとって、消費者にとっても損害賠償請求権と被害救済の手続的実効性が確保され、同時に、国際的製造物責任制度との調和も保たれるようになった。

本稿においては、韓国製造物責任法の制定過程と主要内容を考察し、本法の施行にともなう問題点と課題を提示したいと考える。

2 製造物責任法の制定過程

2.1 製造物責任法の制定に際する学会での議論過程

韓国においては、欠陥製造物に対する民事責任を認めるきわめて少数の判例

が存在するにすぎないが⁽³⁾、学会においては多くの研究と議論が展開されてきた⁽⁴⁾。とりわけ、学会においては、比較法的な研究とともに外国法制を紹介し、韓国の法体系において、新たな製造物責任法をいかにして確立することができるのかということを模索してきた。

韓国においては、特に、消費者保護問題と関連し、70年代初期から、学会においてこの問題に対し関心が向けられ始めた⁽⁵⁾。韓国においては、主に、従来の外国の判例と学会の動向を分析、整理し、紹介したことが大きな成果であり、この問題に対する修士・博士論文をとおして⁽⁶⁾、私法理論による法理構成の方法を模索した痕跡が見うけられる。しかし、論文の内容をみると、殆どの論文は内容的に大同小異であり、主として、日本の書籍をとおしての間接引用であったために、若干の誤謬もみうけられる⁽⁷⁾。この点は、学会の発展のため

(3) いままでの大学院判例として、대판 1977. 1. 25, 77 다 2092 (慶尚飼料事件)；대판 1976. 9. 14, 76 다 1259 (採血病事件)；대판 1979. 3.27, 78 다 2221 (窒素ガス事件)；대판 1979. 7. 10, 79 다 714 (工具欠陥事件)；대판 1979. 12.26, 79 다 1772 (注射器欠陥事件)；대판 1983. 5. 24, 82다390, 82 다카 924 (세우온飼料事件)；대판 1992. 11. 24, 92 다 18139 (変圧変流気事件)；대판 1995. 11. 21, 93 다 39607 (無線電話機事件)；대판 1999. 2. 5, 97 다 26593 (카오펜機器事件)；대판 2000. 2. 25, 98 다 15934 (TV爆発事件Ⅱ)；대판 2000. 7. 28, 98 다 35525 (自動車火災事件Ⅱ) などがあるにすぎない。その他の下級審判例としては、大田地法1987. 9. 17, 85 가합 828 (冷蔵庫栓抜き事件)；서울민사지법 1987. 11. 11, 86 가합 3459 (船舶エンジン事件)；서울고법 1992. 5. 12, 91 나 55669 (솔메트로롤副作用事件)；大邱地法1987. 11. 11, 86 가합 1388 (殺虫剤事件)；서울고법1992. 5. 12, 91 나55669 (솔메트로롤副作用事件)；서울고법1994. 7. 14, 94 나3072 (トラック事件) 東草支判1995. 3. 24, 94 가합 131. (テレビ爆発事件Ⅰ)；서울고법 1996. 6. 19, 95 나 26379 (自動車火災事件Ⅰ) などがある。

(4) この動向については、延基榮，[製造物・責任의 生成과立法動向]，消費者問題研究 제 14 호，한국소비자보호원 (1994. 12)，9-10頁と特に注4)，5)，6)に掲げた文献を参照されたい。

(5) 文献の紹介については、延基榮，[製造物・損害賠償責任의立法論的課題]，民法과法学的 重要問題 (張庚鶴博士 古稀記念論文集)，동국대출판부，1989，260頁注54参照。

(6) 延基榮・前掲260頁注55参照。

(7) 韓国においては、学位論文についての統制のための制度的枠組を備えていないので、タイトルや内容が殆ど同じ場合「盗作」として扱ってきた。参考までに、ドイツの伝統的な学位論文の統制制度をみると、同じタイトルと内容の学位論文の提出が禁止されており、指導教授がまず統制をし、その次に論文審査

に、我々が深く反省し、克服しなければならない問題である。

1977年7月に開かれた民事法学会の学術大会においては、製造物責任法が主題発表のテーマとして採択され、報告と熱気を帯びた討論が行われた⁽⁸⁾。これによって、韓国の学会において、この問題の重要性がより鮮明となり、明確に認識されるにいたったと評価することができる。

韓国においては、主に、先進諸国におけるこの問題に対する学説・判例の動向を比較法的な研究をととして紹介し、韓国の民法学においてどのように解決するかという点に、関心が寄せられたということは事実である。言いかえれば、現行法の枠内において、欠陥製造物に対する損害賠償責任の法的根拠をいかに捉えるのかという問いに対し方向性をあたえるのが主たる関心事であった。多くは、現行不法行為法と契約法の理論に立脚し、過失責任か無過失責任か、または、債務不履行責任か、瑕疵担保責任かについて明確にしようと努めたにすぎない。

したがって、製造物責任の特殊性と独自性を認識し、現在の損害賠償責任法では解決しえない諸問題を取りだし、新たな法理論が必要であるという基本課題の提示が疎かにされてきたということを指摘しなければならない。たとえば、製造物責任の概念の明確性と範囲の確定問題⁽⁹⁾、「欠陥」の意味内容および責任法の取扱が現行法において明文規定されている「瑕疵」や「過失」などといかなる共通点および相違点を有するのかという問題⁽¹⁰⁾、危険責任によって規律されることが合理的であるならば、一般的な典型的危険に属するのか、もしくは、特殊な危険領域に属するのかという問題⁽¹¹⁾、将来、製造物責任の発展

を通過した後1～2週間の間、大学学長事務室(Dekanat)に置かれ、所属大学の教授達の閲覧を受け異議を申立てられるような制度的枠組が整っている。

- (8) 韓瑋熙 [製造物責任에 관한 考察], 司法行政 (1975. 7-8), 11-20頁, 31-37頁; 民事法學會, [製造物責任에 관한 考察 (討論)], 司法行政 (1978. 9), 6-17頁。
- (9) Vgl. Lukes, Reform der Produkthaftung, S. 1 ff; Anhalt, Produzentenhaftung, S. 11 f; Deutsch, BB 1979 1325 ff; ders., VersR 1979, 688; ders., VersRsch 1979, 79 f.
- (10) Vgl. Knöpfle, Zur Problematik des subjektiven fehlerbegriffes im Kaufrecht, JZ 1978, 12 ff; Schmidt-Salzer, Produkthaftung, S. 134 ff; Diederchsen, DAR 1976, 314.
- (11) Lukes, aaO, S. 56 ff, 178 ff, 296 ff; Simitis, Grundfragen der Produzentenhaftung, S. 10 ff; v. Caemerer, Refom der Gefährdungshaftung, S. 27.

を判例に委ねるのか、立法によって解決するのかという問題⁽¹²⁾、仮に立法によって解決することが法の理念に適い妥当であるならば、一般的な民法典において一般条項 (Generalklausel) としておくべきか、特別法の中で特別条項 (Spezialgesetz) としておくべきかという問題⁽¹³⁾など、製造物責任に関する根本問題が疎かにされてきたということを指摘できる。

製造物責任に対する韓国の文献を分析すると、大部分が現行法の規定では合理的な解決が困難であるとの認識を前提として、立法によって無過失責任を導入することが望ましいと主張している⁽¹⁴⁾。

2.2 韓国における判例の傾向

韓国の判例においては、1970年代中頃まで、製造物事故に関する事例がみあたらない。これは、韓国の産業化・工業化の発展過程と密接な関連があると考えられ、1975年以降、製造物責任の問題とされる事例があらわれてきた。製造物責任の導入期であるともいえるこの時期の判例の特徴のひとつは、1975年のコーラ瓶事件や1979年の工具欠陥事件⁽¹⁵⁾におけるように、使用者責任や工作物責任など、民法上、明示的に規定された特殊不法行為による理論構成を試みたという点である。契約法上の理論構成では製造物責任という新しい形態の責任領域を適切に規律することができないことを前提に、実定法的根拠をみいだすための努力であったと考える。しかし、1977年の慶尚飼料事件⁽¹⁶⁾の場合には、間接事実によって製造者の過失を事実上推定し、その後、立証責任に関する判例の方向づけを示した点において意義がある。

1980年代には、製造物責任と関連した若干の判例において、被害者である原告が敗訴する傾向が認められる。慶尚飼料事件と類似した1983年のセウォン飼

(12) Leßmann, JuS 1978, 433 ff; Rehinder, Fortschritte in der Produkthaftung, ZHR 129 (1967), 171 ff.

(13) Kee-Young Yeun, aaO (前述注1), 5. Kapitel A III; Deutsch, Haftungsrecht I, 317ff; ders., Karlsruher Forum 1968 (Wortlaut und Begründung); Burki, Produkthaftungspflicht, S. 226 ff.

(14) 金容漢, [缺陷製造物에 대한 消費者保護의 法理], 判例月報 (1974. 4), 10頁以下; 韓瑋熙・前掲, 사법행정 (1978. 8), 34頁以下; 全昌祚, [消費者保護의 私法的法理에 관한 研究], 아카데미논총 (1977. 12), 193頁以下; 洪天龍・前掲109頁以下。

(15) 대판 1979. 7. 10, 79 다 714.

(16) 대판 1977. 1. 25, 77 다 2092.

料事件⁽¹⁷⁾においては、状況証拠による因果関係を否定したし、船舶エンジン事件⁽¹⁸⁾においては、製造物責任の損害賠償範囲を制限し、また、保証期間が経過したことを理由として原告敗訴の判決を下した。国際的にも、産業化の問題点が本格的にあらわれはじめたこの時期は、製造物責任においても、法理の一貫性と消費者保護の理念をありのまま反映できなかったことがうかがえる。

1990年代以降には、変圧変流器爆発事件⁽¹⁹⁾において、製造物の概念を明確にし、欠陥の推定をするなど、判例上、ある程度製造物責任が定着したことを示している。特に、産業社会が高度化するにつれ、TV、自動車など生活必需品でありながら、危険性を内在した製造物による被害が頻繁に起こり、裁判所においても、製造物責任の特殊性と消費者保護の理念を反映した判決を下した。法理においても、一貫して、一般不法行為にもとづいた責任を追及したし、製造者の製品安全性を確保するための注意義務を前提とし、欠陥と過失を事実上推定することにより、製造者と消費者間の公平妥当な結論を導きだそうと苦心したことがみうけられる。

1975年以降現在まで、製造物責任と関連した韓国の判例を収集・分析してみたが、前述のように、製造物責任法が制定される以前から製造物責任の概念を導入し、不法行為による損害賠償責任を追及した。

民法750条に基づいた一般不法行為責任を求めるため過失要件を適用するに際して、製造物の欠陥が認定されれば、それから危険防止義務の違反を推論する判例が多く、この場合、実質的に「欠陥」が不法行為の構成要件上重要な機能を担ってきた。すなわち、製造物責任の要件としてあげられる製造物の欠陥、その欠陥に対する製造者の過失、欠陥と損害賠償間の因果関係など、解釈や立証において製造物責任のみが有する特性を勘案し、他の責任に比べ製造者に重い責任を課そうとする試みがなされたことがわかる。

変圧変流器爆発事件⁽²⁰⁾やカラオケ機器事件⁽²¹⁾、自動車火災事件Ⅱ⁽²²⁾などにおいては、製造物責任と欠陥の概念を定義しているが、欠陥の類型などを設定し、製造者の行為義務の内容を区別することによって、欠陥の判断基準を定立

(17) 대판 1983. 5. 24, 82 다 390, 82 다카 924.

(18) 서울민사지법 1987. 11. 11, 86 가합 3459.

(19) 대판 1992. 11. 24, 92 다 18139.

(20) 대판 1992. 11. 24, 92 다 18139.

(21) 대판 1999. 2. 5, 97 다 26593.

(22) 대판 2000. 7. 28, 98 다 35525.

した判例はみあたらない。製造物責任法が施行されれば、各類型別欠陥概念の再定立と欠陥の判断基準などに対する判例の姿勢が明確になることと思われる。

また、慶尚飼料事件においては、製造上の欠陥及びそれに対する被告の過失と因果関係を推定し、間接事実による製造者の過失を事実上推定したし、変圧変流器爆発事件においては、耐久年度が経過する前に事故が発生したのであれば、欠陥があるものと推定された。TV爆発事件と自動車火災事件などにおいても、同様の判決が続いたのであるが、とりわけ、最近のTV爆発事件Ⅱにおいては、通常の使用状態において事故が発生した場合、その事故が製造者の排他的支配内において発生し、他の者の過失によらずして発生しえないという事実を被害者が立証するならば、その製品は流通に置かれた段階ですでに、社会通念上具備することが期待される合理的安全性を備えていないという欠陥が存在すると推定し、被害者の立証責任を軽減する明確な態度を示している。

韓国の判例は、はやくから、製造物責任の概念を認定してきたし、主に、民法第750条の一般不法行為に基づいて製造者の責任を追及してきた。この場合に、製造物に対する欠陥が認定されれば、製造者の危険防止義務違反を推論しその過失を認定したし、欠陥及び因果関係の立証において事実上の推定理論を適用する一貫した姿勢によって、被害者の立証負担を軽減してきた。但し、欠陥を体系的に類型化してはおらず、欠陥の判断基準も明確に示すことができなかった。製造物責任法が施行とともに、多くの事例の蓄積と欠陥に対する法理論が定立されるべきであると考ええる。

2.3 立法過程

2.3.1 立法提案

韓国において、はじめて製造物責任法案が国会に提案されたのは、1982年、キム・スング議員ら26人の議員によってであった。しかし、当時、韓国の社会的・経済的環境がこのような法案を受容するには時期尚早であった。

1989年韓国消費者保護院の製造物責任法立法試案は、製造物の欠陥による無過失の損害賠償責任、その履行資力確保方法と効果的な紛争解決手続を規定している。

その後、消費者保護院が製造物責任法制定のための政策セミナー後に作成し、1995年1月に財政経済院に立法を建議した案は、EC指針に類似した基本構造を有している。

1995年「競争力強化のための弁護士集会」において発表された製造物責任法案の主要内容は以下のとおりである。

- 1) 製造物には、農水畜林産物及び不動産中、空間に分譲される建物までを含む。
- 2) 欠陥を、製造上の欠陥、設計上の欠陥、警告上の欠陥に類型化し定義する。
- 3) 欠陥製造物による損害賠償の責めを負う者が二人以上の場合、その損害に寄与した比率に応じて責めを負う。
- 4) 被害者の立証負担を緩和するための民事訴訟法上の文書提出命令を活用する。

2.3.2 韓国政府の立法推進過程

公聴会などをとおして、製造物責任法制定に関する議論が行われるなか、1994年には行政刷新委員会の立法建議が行われ、金大中政権発足後には、製造物責任法の制定が100大国是課題のひとつに選ばれた。そして、韓国消費者保護院に設置された法曹会・学会・産業界などの専門家で構成された製造物責任法制定実務委員会において⁽²³⁾、1998年10月、製造物責任法草案が作成され、公聴会を経て1999年3月消費者政策審議委員会において、国会上程を決定した。

その後、財政経済部は、法務部と共同して製造物責任法を推進し、猶予期間を1年とするなどを主要内容とする製造物責任法案を作成し、1999年7月13日立法予告した。この案は、関係部署との協議と利害当事者の意見を幅広く収斂した後、政府案を制定し、1999年定期国会に提出されたが、与党である国民会議のチュ・ミエ議員など91名の製造物責任法案が1999年11月5日に国会に提出されると、政府案は撤回された。国会の立法案は、国会審議を経て同年12月16日に、ついに国会において制定され、2000年1月12日に公布された。

3 製造物責任法的主要内容

3.1 法の目的

本法第1条においては、直接的な目的として、製造物の欠陥によって被害が

(23) 私は、この委員会の委員長を努め、「製造物責任法案」を作成にたずさわった。この法案は、公聴会の開催後政府の立法案として確定した。

生じた場合の「被害者の保護」を定めている。また、このような直接的な目的をとおして期待される目的として「国民生活の安全向上と国民経済の健全な発展に寄与すること」をあげている。

製造物の欠陥による生命・身体または財産の損害を被る主体は、消費者に限定されない。主に、当該目的物を自己のために使用・消費する者を念頭においていることはいうまでもなく、第三者もこれに該当する。例えば、欠陥ある自動車の事故に巻き込まれた乗客や歩行者などのように、製造物を直接使用・消費していない第三者も当該製造物の欠陥による損害を被る可能性があることが考慮されねばならない。もちろん、本法における被害者とは、自然人のみならず法人も含む趣旨である。

したがって、本法は、その目的を消費者利益の擁護または増進に限定せず、ひろく「被害者の保護を図」ることを目的としている。

3.2 製造物：責任客体

本法第2条第1号においては、「製造物とは、他の動産や不動産の一部を構成する場合を含む製造または加工された動産をいう」と規定している。

製造物責任は、基本的には、現在の大量生産・大量消費の形態を有している製造物を対象としている。この条項により製造物の範囲を「製造または加工された動産」に限定している。

ここにおける「製造」とは、製造物の設計・加工・検査・表示を含む一連の行為であり、一般的に、原材料に手を加えて新たな物品を作ることを意味し、生産よりは狭義の概念である。すなわち、第2次産業と関係する生産行為を指し、第1次産業や第3次産業における生産行為は含まれない。したがって、サービスの提供によって発生した被害に対しては、本法は適用されない。

また、「加工」とは、材料に工作を加え、新たな属性を付加したり、価値を増大せしめることを意味する。例えば、食品の調味・冷凍・乾燥などが加工に該当するといえよう。したがって、このような意味における製造・加工が加えられない天然的な産物すなわち未加工の農産物・畜産物・林産物などは動産であるにもかかわらず、本法の適用対象である製造物には含まれない。

そして、韓国の民法は、「本法において、物とは有体物および電気そのほか管理しうる自然力を意味する」（韓国民法第98条）として「物」を定義し、さらに、「不動産以外の物は動産である」（韓国民法第99条第2項）として「動産」を定義している。したがって、本法の対象である製造物は、不動産を除外

したすべての有体物と無体物の中でも管理しうる自然力、すなわち、電気・ガスなどを含む。

いかなる製品が本法の適用対象である「製造物」に含まれるのかという問題は、具体的な場合に依じて、法の目的たる被害者救済を考慮して個別的に確定されねばならない。

1) 電気などのエネルギー

一般に、電気などエネルギーの欠陥は、エネルギー発生装置の欠陥に起因するため、被害者はエネルギー発生装置の欠陥に対し、その製造者に損害賠償を請求することができる。しかし、エネルギーも品質を有しており、このようなエネルギー自体の欠陥がエネルギーを使用する電気製品などを通じて消費者に損害をもたらすこともありうる。

米国では、大多数の州において、電気の供給をサービスとみなし、厳格責任の適用対象から除外している。しかし、判例の中には、顧客に供給した電気自体は製造物であるとなす見地から、高圧電流を家庭に供給したために発生した火災などについて、消費者期待基準を適用し電力会社に厳格責任を認めたものもあり⁽²⁴⁾、製造物責任法リステートメントは「電気そのほか有形動産ではない物といえども、その供給と使用が有形動産の場合と類似」したときには、製造物であるとしている⁽²⁵⁾。EC指針の場合には、第2条において電気を製造物の範囲に含めているが、熱・磁気・放射線など他のエネルギーについては言及していない。日本は、民法において、物を有体物に限定しており、製造物責任法においても電気を製造物に含むという規定はしていない⁽²⁶⁾。

(24) Dan B. Dobbs, *The Law of Torts* (West Group, 2000), p.1041; *Stein v. Southern California Edison Co.*, 7 Cal. App. 4th 565, 8 Cal.Rptr. 2d 907 (1992); *Beacon Bowl, Inc. v. Wisconsin Elec. Power Co.*, 176 Wis. 2d 740, 501 N.W. 2d 788 (1993).

(25) *Restatement of Products Liability* § 19 (a).

(26) このような日本民法および製造物責任法の解釈として、排他的支配が可能である電気などのエネルギーと磁気情報は有体物として、製造物責任法の対象に含めることができるとする見解とガスなどと異なり電気は貯蔵不可能であるため否定的に見る見解がある(松本恒雄「製造物の意義と範囲」ジュリ1051号28頁以下)。

2) ソフトウェアなど知的財産

科学化・情報化社会が到来するにつれ、知的財産であるソフトウェアが、直接・間接的に、我々の社会と個人に与える影響は多大である。たとえば、自動車を制御するソフトウェアの欠陥によって大事故を起す可能性もあり、欠陥あるソフトウェアが、流通・販売され、個人のコンピューターに潜入し、財産的被害をもたらすこともありうる。そこで、ソフトウェアに対する製造物責任法の適用如何が問題となる。

情報やソフトウェアは、それ自体による人的損害または火災などの危険性はなく、契約法上の瑕疵担保責任によっても救済を受けることが可能であり、その上、情報やソフトウェアの概念・内容・機能などが多様であり、情報一般に対し無過失責任を課すと自由な情報流通と言論・学問の発展に対する阻害要素となりうるので、製造物責任法の適用対象ではないとする見解がある^(27, 28)。

また、FDやCD-ROMなどに貯蔵され流通する形態のソフトウェアについて、役務であるとする見解もあるが、これも、製造物と認定しうると考える。

ソフトウェアについての議論と関連し、ドイツにおいては、電気が製造物に該当するという点を重視し、ソフトウェアも電気の流れと判断することによって、製造物の概念に含めなければならないとする議論が詳細に行われている。これを考慮し、電気も動産に含めている韓国の製造物責任法においてソフトウェアを動産と解するのに、別段、問題はないと考える⁽²⁹⁾。

商業用ソフトウェアを製造物に含めることは問題とはならないが、一定期間、利用した後に代金を支払うというシェアウェアソフトや無料で公開されるソフトウェアには、指示・警告の表示が備えられている以上、製造物責任法の対象から除外することが望ましいと考える。これは、一種の試験製品としての性格を帯びており、商業性が希薄で自由な情報流通と科学技術の発展などを考慮しなければならないためである。

(27) 權泰升, “소프트웨어와 製造物責任法” [情報産業], 제 173 호 (1996. 9), 31 면; 박영식, “소프트웨어의 瑕疵와 製造物責任法,” [월간 코머스] (2000. 10) 参照。

(28) 知的財産のひとつである書籍は有体物として、ひとつの製品であるため製造物責任法が適用されうるが、書籍の内容によって損害が発生した場合にその著者、出版者、販売業者などに損害賠償を請求できる事はできないというのが一般的である。

(29) 第208回国会財政経済委員会会議録第8号12面参考。

3) 血液、血液製剤および身体臓器

血液と血液製剤および身体臓器が、製造物責任と関連して議論されるのは、医療行為の一環としての輸血などが行われた後に、これの供給を受けた者が、これによって生命または身体の被害を被る可能性があるためである。特に、輸血した血液が各種ウイルスによって汚染されていた場合、これによる患者はまったく予期しえなかった疾病に感染するという重大な被害を被ることになる。

血液や身体臓器の場合、身体から分離すると同時に、有体物である動産になることは明らかである。しかし、これらを製造物責任の適用対象をみることは、その提供者もしくは医療行為者に責任を負わせなければならず、前者は、採血もしくは臓器の摘出対象であるにすぎないので製造者とはいえず、後者は、製造・販売者ではなく、医療行為という役務の提供者とみななければならない。したがって、医療行為にたいする責任を問うのとは別に、製造物責任を問うことはできない⁽³⁰⁾。結局、血液や身体臓器は、製造物責任の対象から除外されるべきであり、韓国の製造物責任法の解釈もこれと同じである。

しかし、血液それ自体ではなく、一部成分を抽出・加工した血液製剤⁽³¹⁾は、輸血用といえども、血液の保存液や抗凝固剤が添加されるなど、人工的な加工処理を経るという点で製造物とみることができ、その製造工程において検査が可能であり、危険を予見しうるといって点などから、製造物責任の適用対象になるとしなければならない。もちろん、これらの血液製剤は、多くの場合、医薬品に含めることもできる。

3.3 欠陥：責任要件

1) 欠陥の概念

韓国の大法院は、1992年の変圧変流器爆発事件⁽³²⁾において、「製品の構造、品質、性能などにおいて、現代の技術水準と経済性に照らし合わせ、期待する安全性と耐久性を備えていない」欠陥または瑕疵によって消費者に損害が発

(30) 朝見行弘「製造物責任の適用範囲」97頁；松本恒雄「製造物の意義と範囲」ジュリ1051号27頁。これらの論文では、身体臓器だけではなく人工受精における精子、卵子、受精卵についても言及している。

(31) 血液製剤を大きく分けると、全血製剤、血液成分製剤、血漿分画製剤があるが、全血製剤とは、血液のすべての成分を含んでいる製剤であり、血液成分製剤は、血液中、赤血球や血漿、血小板に該当する成分にわかれるものであり、血漿分画製剤とは、血液中の有効成分を抽出、加工したものである。

(32) 大判 1992. 11. 24. 92다 18139.

生した場合、製造業者は、契約上の賠償義務とは別に不法行為による損害賠償義務を負うと判示した⁽³³⁾。この判決では、欠陥と瑕疵とを区別していないが、製造物の具体的な欠陥判断基準として「現代の技術水準と経済性」を示し、欠陥の概念を期待可能な安全性と耐久性を備えていないこととして両者を統一的なものとして接近させようとしている。

製造物責任法は、第2条において、製造上の欠陥、設計上の欠陥、指示・警告上の欠陥を包括して「通常、期待しうる安全性が欠如している状態」と定義して、次のように3つの種類の欠陥について例示的に定義している。

①製造上の欠陥とは、「製造業者の製造物に対する製造・加工上の注意義務の履行如何にかかわらず、製造物が、元来、意図していた設計と異なって製造・加工されることによって、安全性を欠いていること」を意味し、②設計上の欠陥とは、「製造業者が、合理的な代替設計を採用したならば、被害や危険の減少、回避が可能であったにもかかわらず代替設計を採用せず、当該製造物が安全性を欠いていること」を意味し、③指示・警告上の欠陥とは、「製造業者が、合理的な説明・指示・警告その他の表示をしたならば、当該製造物によって生じる被害や危険の減少、回避が可能であったにもかかわらず、これをしなかったこと」を意味する。

このように3つの欠陥類型について、各概念を例示的に規定しつつも、再度、包括的にその他の欠陥を定義することにより、未だ知られていなかったり、将来あらわれるであろう新しい類型に備えている。

2) 欠陥の判断基準

従来判例は、民法上の過失責任に基づく不法行為の範囲から離れないような姿勢をみせてきたが、果たして製造物責任法理を採用しているのか否かという点については曖昧な判例が殆どである。したがって、欠陥の概念や類型、欠陥の判断基準を提示した事例をみいだすのは困難である。但し、1992年の「変流変圧器爆発事件⁽³⁴⁾」において、「製品の安全性と耐久性を備えていないとき」に欠陥が存在するとして欠陥概念を正面から認定しつつ、「現代の技術水準と経済性に照らし合わせて、製造者が求められる責任を果たしたか否か」として欠陥の判断基準を示したことがある。また、1995年の「TV爆発事件Ⅰ⁽³⁵⁾」に

(33) 大判 1992. 11. 24, 92 다 18139.

(34) 大判 1992. 11. 24, 92 다 18139.

(35) 束草支判 1995. 3. 24, 94 가합 131.

においては、「現代の技術水準と経済性に照らし合わせて、期待しうる範囲内の安全性と耐久性を備えていない欠陥」として、欠陥判断基準に関して、表面上は、消費者期待基準について言及している。

これに対し、製造物責任法は、第2条において、欠陥を「通常、期待しうる安全性が欠如していること」と規定し、つづけて、製造上の欠陥、設計上の欠陥、指示・警告上の欠陥についてそれぞれ定義しているが、やはり、欠陥の判断基準については詳細に規定していない。以下において、韓国の製造物責任法において言及されている欠陥の判断基準についてみることにする。

(イ) 通常、期待しうる安全性の欠如

製造物責任法は、第2条第2号において「通常、期待しうる安全性が欠如しているもの」が欠陥であると規定している。一般に「期待しうる」という表現は、消費者期待基準を採用したものと解することもできるが、「通常」という用語をとおして危険効用基準を採用したと解することができる。これは、社会通念上認められる合理的な判断としてみなければならず、このことは当該製造物の危険と効用価値を合理的に判断するという意味として解することができるからである。

この規定は、各類型の欠陥を判断するにあたり、共通して適用される一般基準として、合理的人間の行為において判断し、設計・製造・表示などの各過程で欠陥を決める際に適用しなければならない。特に、製造物責任法制定以前から、製造物の安全性の欠如による消費者の被害を防止するために、政府が事業者を規制する各種法律が制定されているが⁽³⁶⁾、これらの諸法律は製造物の欠陥を判断するに際し、ひとつの基準としての役割を果たすものと考えられる。

(ロ) 合理的な代替設計の採用

韓国製造物責任法上、設計上の欠陥については、合理的な代替設計の採用如何を以って欠陥を判断する。この場合、いかなる基準で、合理的な代替設計として評価すべきかということを明確に示さなければならず、合理的な代替設計が殆ど唯一の基準となっているという点において、この代替設計にも危険が存

(36) 消費者保護法、食品衛生法、薬事法、衛生士などに関する法律、公衆衛生法、抗精神性医薬品管理法、工産品品質管理法、電気用品安全管理法、電気公社業法、高圧ガス安全管理法、農産物検査法、水産物検査法、農薬管理法、畜産物衛生処理法など。

在する場合にはどのように解決するのかという問題と、合理的な代替設計が存在しない場合、常に欠陥が否定されるべきかなどの問題について、研究・検討しその方向性を示さなければならないと考える。

設計上の欠陥を判断する基準として、「合理的」という用語の中には、合理的人間の行動観点において代替設計の如何を決定しなければならないという意味を含んでおり、また、合理的な代替設計ということは、結局、危険と効用を比較衡量する意味を含んでいる。したがって、この基準による設計上の欠陥を判断するときには、次にあげる幾つかの要素が考慮されうる。

第1に、代替設計の効用性の問題であるが、当該製造物の効用性が高い場合、多少の欠陥が存在したとしても、これを欠陥として判断することができない場合がある。代替設計においてさえも、除去することができない危険が存在するときもあるので、この場合には、その危険についての指示・警告をとおして損害を防止するしかなく、これに反する場合には指示・警告上の欠陥の問題となる。

第2に、開発危険の抗弁と関連して、代替設計は、当時の最高水準の技術的可能性を考慮しなければならない。理論的には可能な代替設計であったとしても、採択するには現実的、技術的に不可能であるならば、これを採択しないことをもって欠陥が存在するとはいえないであろう⁽³⁷⁾。これは、特に、製造者の免責事由中の開発危険の抗弁に関して考慮される要素である。

第3に、代替設計に要される費用について考慮しなければならない。技術的に、代替設計の採用が可能であるとしても経済性が保たれなければ、製造者は開発を放棄するはずであるし、消費者は、製品使用機会を剥奪されることになるだろう。したがって、開発に応じた経済性の分析も欠陥を判断する重要な基準として作用する⁽³⁸⁾。

第4に、代替設計にしたがった場合に生じうる新たな危険についても評価し

(37) この場合には、同一の業種または産業において通常使用される技術や知識の活用程度を考慮しなければならないが、このためには、国際標準化機構(International Organization for Standardization, ISO)、国際電気標準会議(International Electrotechnical Commission, IEC)などの技術的標準を活用しなければならない(李在豪「品質保証と製造物責任(PL)」(JH経営管理コンサルティンググループ, 2000) 94-95頁。

(38) 韓国の裁判所も、現代の技術水準と経済性に照らし合わせて、期待可能な安全性と耐久性を備えていないものは欠陥であると判断している(大判1992. 11. 24, 92다 18139.)。

なければならない。代替設計が採用されたとしても、また、その他の危険が存在することがありうるので、既存の危険と新たな危険を比較衡量しなければならないであろう。

(ハ) 合理的な説明・指示・警告・その他の表示

設計上の欠陥と同じく表示・警告上の欠陥判断についても、「合理的」という用語を用いることによって、合理的人間の行動観点から、使用者に対する表示・警告の義務を果たしていない場合に欠陥を認めなければならない。

この場合、指示・警告は、予見可能な誤用まで考慮し、当該製造物を使用する平均的利用者の注意を喚起することができる適切な方法で行われなければならない。特に、韓国の製造物責任法は、免責事由に関する第4条第2項において、製造物を引渡したあとに明らかになった製造物の欠陥についても適切な措置を講じる義務を課しているが、これは、指示・警告の表示も、相当程度の広範囲にわたって行わなければならないと解することができる。

(ニ) 判断の時期

韓国の製造物責任法は欠陥を判断する際に、日本の製造物責任法のように直接の判断時期を規定していない。しかし、製造者の免責事由に関する第4条第1項の規定において「引渡したとき」の科学技術水準を考慮しているので、欠陥も当該製造物を引渡したときを基準にして判断しなければならないであろう。この場合に、日本の製造物責任法上の「引渡し」の時期」という規定と同じく、引渡しがなかったならば欠陥に対する責任が存在しないと解釈できよう。しかし、「引渡し」の概念を広く解するならば⁽³⁹⁾、製造業者が引渡ないし流通の意思を有し製造物を完成させた後には、欠陥に対する責任を認定できるであろう。

(ホ) 製造物観察上の欠陥：「事後改善措置怠慢による免責主張の否認」

製造物責任法第4条第2項は、製造業者の免責事由が存在する場合においても製造業者または輸入業者・販売業者などが製造物を引渡した後に、当該製造物に欠陥が存在するという事実を知っていたり、知り得たにもかかわらず、そ

(39) この点について、EC指針は、製造物が「流通したとき」に欠陥を判断し、日本の製造物責任法は、「引渡したとき」に欠陥を判断すると規定している。

の結果による損害の防止のための適切な措置を講じなかったときには、同条第1項第2号乃至第4号の免責を主張することができないと規定している。

これは、製造物観察上の欠陥を反映したものであり、製造物を引渡した者は、事後に製造物を注意深く観察し、仮に欠陥が確認された場合、即時に告知・警告およびリコール⁽⁴⁰⁾などの措置を講じ、設計変更などの改善措置を採り安全を確保しなければならない。これは、現行の消費者保護法などに関連し、行政機関の徹底した監督が要求される分野でもある。

3.4 製造業者：責任主体

本法第2条第3号においては、責任主体を「製造業者」と規定し、また、「製造物の製造・加工または輸入を業とする者」と「製造物の氏名・商号・商標・その他認識可能な記号などを使用し、自らを製造業者と表示した者または製造業者として誤認させうる表示をした者」と規定している。

1) 製造業者および輸入業者

製造物の欠陥責任が工業的な大量生産および大量消費の形態において発展した法理という点で、本法は、製造業者を製造・加工または輸入を業とする場合に限定している。「業とする」とは、同種の行為を反復的に継続することを意味する。ある程度、継続する意思をもって行ったことであれば、最初の行為も業として行ったものと解される。また、同種の行為が反復・継続して行われるのであれば、必ずしも営利を目的として行う必要はないが⁽⁴¹⁾、非営利の中でもとりわけ公益を目的とした行為については、具体的な事情を考慮して判断すべきであろう⁽⁴²⁾。

(40) リコール（Recall）制度は、消費者の生命、身体に危害を加えたり、加えるおそれがある製品に対して、その製品の製造者が自発的または強制的に当該製品の危険性を消費者に知らせ、全欠陥製品を対象として交換、修理、還付などの措置を講ずる消費者保護制度である。製造物責任制度が欠陥製造物による被害の事後的救済であるのに対し、リコールは事前の予防制度にあたるものであり、潜在的危険要因を除去するという実効性によって欠陥製造物に対する事前是正措置のための手段および被害の拡大防止のための制度として効果的である。消費者保護法、食品衛生法、自動車管理法、大気環境保全法などに根拠規定が置かれている。

(41) 例えば、はじめから無償の試用品として提供することを予定している製造物であっても本法の責任対象から除外されるとは解されない。

製造業者は、完成品の製造者のみならず、部品や原材料の製造者をも含む。したがって、製造物の欠陥がその製造物を構成する部品や原材料に起因する場合には、部品および原材料の製造者が製造物責任を負う。完成品の製造者との関係では、製造物責任法第5条による連帯責任を負う場合が多い。但し、部品や原材料の欠陥が、完成品の製造者の指示によって生じた場合には、部品および原材料の製造者に責任を問うことができない。

2) 表示製造者である引渡者

OEM (Original Equipment Manufacturing) とは、自らが製造した製造物に引渡先が異なる事業者を製造者として表示し、その引渡者の流通経路をとおして販売する製造形態をいう。OEM製造物の欠陥による被害が発生した場合には、その引渡元である製造業者の製造物責任と製造者として表示された引渡者の製造物責任が問題となる。

また、引渡元である製造業者に関しては、その製造物を自ら設計製造した限り、製造者としての表示の有無にかかわらず、普通の製造業者と同じ製造物責任を負わなければならない。しかし、その製造者が、引渡者から指示された設計と原則にしたがって製造物を製造した場合には、組立製造業者の指示にしたがった部品を製造した部品製造業者と同様の責任問題が発生する。

3) 商標権者

商標権者は、フランチャイズ契約などにしたがって、被許諾者に商標などの使用を許諾した場合において、その商標が添付された製造物に起因する損害に関して製造物責任を負うべきか否か問題となる。

賃貸業者の場合と同じく、商標権者に関しても、商標権者がその商標について製造物流通に関与したと認められる範囲内での製造物厳格責任を否定する理由はないであろう。したがって、他の事業者に対する製造技術と製造方法を提供し、その商標の製造物の品質を管理する権利を有し、その商標の製造物に関する宣伝をしている事業者（商標権者）は、その製造物の流通過程において十

(42) 例えば、公共機関が非営利的に運営する血液銀行が献血をとおして収集した血液を「輸血用血液」として製造、供給した場合には、無償で提供したといえども製造物責任が成立するが、支援者によって構成された非営利団体において継続的に縫製玩具を製作し、保育施設などに供給する場合には、これを製造業者として認定することは困難であろう。

分な関与をしているとみることができる。したがって、この商標権者に、その製造物に起因する損害に対する厳格責任を課すことは当然である⁽⁴³⁾。

米国不法行為法第2次リステートメント第400条は、「他の者によって製造された動産を自己の製造物として表示した者は、その者が製造者との同一の責任を負う⁽⁴⁴⁾」と規定している。

日本の製造物責任法では、表示製造業者（第2条第3項第2号）の無過失責任を規定している。ここには、氏名などの表示、商号・商標その他の表示によって製造者と誤認される可能性がある者に製造物責任を負わせている⁽⁴⁵⁾。

4) 設計業者

製造業者と販売業者は、製造物を流通させる過程で利益を得ており、その製造物の欠陥による消費者の生命身体と財産の危険可能性が存在するので、厳格な賠償責任を課さなければならない。

しかし、製造物の流通過程に深く関わったとしても、取引関係が販売より労務提供に重点がおかれている場合にも、欠陥製造物責任を認めるべきであろうか。

この点について、1985年カリフォルニア最高裁判所は、モピ事件⁽⁴⁶⁾において、処方箋薬の調剤および販売をした薬局に対し厳格責任を課すことを否定した。

他方、米国裁判所は、厳格責任にもとづく設計業者の製造物責任を一般に否定している。厳格責任にもとづいた製造物責任を課すことができるのは、製造および流通過程に関わり利益を得た者に限定するのが妥当である。

5) 情報提供者

書籍とソフトウェアなどによって提供された情報により損害が生じた場合、製造物責任を情報提供者に課し、損害賠償を請求することができるであろう

(43) Kasel v. Remington Arms Co. 24 Cal. App. 3d 711, 101 Cal.Rptr. 314 (1972) ; Hart-ford v. Associated Contrs. Co., 34. Conn. Supp. 204, 384 A.2d 390 (1978).

(44) RESTATEMENT (SECOND) OF TORTS § 400 (1965).

(45) 詳細な内容については、升田純『詳解製造物責任法』（商事法務研究会、1997）554-585頁参照。

(46) 221 Cal. Rptr. 447, 710 P. 2d 247 (1985).

か。

一般的には、書籍の内容にしたがい損害が生じた場合には、その書籍の小売業者と出版者の賠償責任は否定されている。小売業者の責任を否定した判例⁽⁴⁷⁾として、次のようなものがある。特別な料理の調理法を掲載した書籍が、その料理の有害性に関する警告をしなかったので、料理の準備中にこれを試食した原告が健康被害を被った。この事例において、フロリダ州控訴裁判所は、書籍は製造物にあらず、有体物としての製造物とその製造物を伝える思考と思考方式を区別し、有体物としての製造物に適用される黙示の保証は書籍の著者と発行者によって伝えられた内容にまで及ぶことはないと判断した。

また、この他にも出版者の責任に関する判例がある。「日曜大工」というタイトルの本にしたがって作業をしていた原告が、その作業過程において人身損害を被った事例について、その責任を否定している⁽⁴⁸⁾。さらに、医薬品の情報を掲載した書籍の発行者は、その医薬品の常用習慣については責任を負わない⁽⁴⁹⁾。危険な製造物の広告を掲載したことに対する雑誌出版者の責任も否定される⁽⁵⁰⁾。

一方、情報提供者の責任を肯定する事例もある。航空用マニュアルの欠陥によって生じた航空機事故について、誤ったマニュアルを作成した地図発行者の責任が認められた⁽⁵¹⁾。

コンピューターソフトウェアの欠陥によって損害が生じた場合、そのソフトウェアの開発業者と販売業者の責任を問うことは可能であろうか。これについて、米国の判例は、プログラム作成過程の過失を根拠としてプログラマーの製造物責任を肯定している⁽⁵²⁾。

ソフトウェアの欠陥による損害に対し無過失責任を認めるためには、次の二

(47) 342 So.2d 1053, (Fla. Dist. Ct. A [1977], cert.demoed. 353 So.2d 674 (Fla. 1977).

(48) Alm v. Van Nostrand Reinhold Co, 134 Ill. App. 3d 716,480 N.E.2d 1263 (1985).

(49) Libertelli v. Hoffman-La Roche, Inc, Prod. Liab.Rep (CCH) 8968 (S. D. N. Y. 1981).

(50) Yuhas v. Mudge, 129 N. J. Super. 207, 322 A. 2d 824 (App. Div. 1974).

(51) Aetna Casualty & Sur. Co. v. Jeppesen & Co., 642 F. 2d 339, (9th Cir. 1981); Saloomy v. Jeppessen & Co., 707 F.2d 671 (2d Cir. 1983); Brockleshy v. Jeppesen Co., Prod. Liab. Rep. (CCH) 10, 610 (9th Cir. 1985).

(52) Thompson v. San Antonio Retail Mer-chant's Association, 682 F. 2d 509 (5th Cir. 1982).

点を考慮しなければならない。第一に、提供されたソフトウェアを製造物の範囲に含むことができるか。第二に、特定の顧客に対し個別的に設計したソフトウェアの作成を「売買」の性格を有するものとみることができるか。この点については、引き続き研究が必要である。

3.5 製造物責任：無過失責任、危険責任、欠陥責任

本法第3条は、製造者などが負う製造物責任の責任根拠規定である。これは、故意または過失を責任要件とする不法行為（韓国民法750条）の特則であり、欠陥を責任要件とする損害賠償金を規定してものである。すなわち、製造物責任は、責任原則を「過失」から「欠陥」へと変更したのであるが、その本質は、依然として不法行為責任である。

しかし、過失責任が主観的責任である反面、欠陥責任は客観的責任である点においてその意義は大きい。なぜなら、機械によって大量生産される製造物に欠陥が存在する場合、その製造物を直接製造した従業員の過失を立証することは容易ではなく、さらに、その使用者の過失まで立証することは、きわめて困難であるからである。

製造物責任は、欠陥製品により当該製品以外の人の身体や他の財産に対する被害、すなわち拡大損害の填補を目的として発展してきた。したがって、当該製品の欠陥によって生じた損害がその製品自体に限られる場合には適用されない。この場合には、瑕疵担保責任や債務不履行責任によって救済される。但し、ひとたび拡大損害が発生し、拡大損害を製造物責任によって欠陥製品自体の損害は契約責任によって処理することになれば、被害者が立証しなければならない責任要件がそれぞれ異なることになり、被害者の負担が過大となるおそれがある。したがって、拡大損害が発生した場合には、欠陥製品自体に対する損害についても本法を適用する。

また、無過失責任ないし危険責任を規定した特別法が存在したとしても、民法第750条が適用される場合がある。例えば、特別法によって認定される製造物の範囲に該当しない製造物によって被害が発生した場合には、過失責任の法理が適用される。

3.6 免責事由

本法第4条は、製造者が本法によれば損害賠償責任を負う場合であれ、一定の事由を立証した場合には、その責任を免れることができるとしている。但

し、これは、本法による責任を免除するというだけであり、民法その他の法律による賠償責任までも免除するものではない。本法において規定されている製造者の免責事由は4つであり、基本的にはEC指針を受け入れたものである。

第1に、製造者が、製造物を営利目的で流通させたのではないことを立証した場合には免責される。例えば、製造者が倉庫に保管していた製造物が盗難され、その後、事故が発生したような場合には、責任者は責任を負わない。これは、結局、製造者が自己の意思にもとづいて製造物を流通させたのではない場合には責任を負わないという趣旨である。

第2に、製造者は、製造物の欠陥が法律上の強制基準を遵守したがために発生したのであり、この強制基準を遵守しない製造物の製造が違法になることを立証すれば免責される。

一般的に、製造物責任訴訟において、政府が定める法的基準に適合したとしても、それは、製造物の製造・販売のための最低要件であり、これによって製造者が製造物責任を免除されるわけではない。したがって、本免責事由が適用されるのは、法的な強制基準それ自体が問題となるが、その基準に達しない場合には法的に違法となり、その結果、この基準にしたがって製造または加工するようになり、それによって欠陥製造物になってしまう場合であるといえる。例えば、自動車のテールランプなどについては、ECの統一基準として最高光度が定められており、この基準以上に明るい照明を製造することは禁止されているが、そのために、仮に、照明があまりに暗く事故が起こったと主張する製造物責任訴訟が提起された場合には、製造者は本免責事由を利用して抗弁することができる。

第3に、製造者が製造物を流通させた時点での科学・技術水準によっては、欠陥の存在を発見できなかったことを立証すれば免責される。本免責事由は、いわゆる「開発危険の抗弁」を規定したものである。開発危険とは、製造物を流通させた時点における科学・技術知識の水準においては、その製造物に内在する欠陥を発見することが不可能な危険をいう。

製造者に開発危険についてまで責任を負わせるならば、研究開発や技術開発を阻害し、ひいては、消費者にも損害を与える場合があることを考慮したのである。開発危険を抗弁事由として規定し、製造者はこれを立証すれば免責されるのであるが、ここにいう開発危険の抗弁に対する判断基準と関連して「科学・技術水準」の解釈が問題となる。科学・技術水準は欠陥の有無を判断するにあたり影響を及ぼすほどに確立された知識であり、客観的に社会に存在する

知識の総体を指す。すなわち、他へも影響を及ぼすほどに確立された知識であれば、初歩的な知識から最高水準の知識までを全部含むことになり、自ら免責されるためには当該欠陥の有無の判断に必要となる入手可能な最高水準の知識に照らし、欠陥として認識できなかったことを証明することが必要である。

第4に、部品製造者の場合、その部品を組み立てた完成品の設計が原因となり欠陥が発生したり、または、完成品製造者の指示に従ったがために欠陥が発生したことを立証すれば免責される。本免責事由は、部品製造者も自らが製造した製造物の欠陥による損害に対し責任を負うことは当然であるが、部品が組み立てられた完成品の設計が原因であったり、完成品製造者の指示に従ったがために欠陥が生じた場合には責任を負わない。これは、中小企業に対する政策的な保護規定であるといえよう。

本法第6条には、被害者に対し、製造者の賠償責任を排除したり制限する特約を無効とし、被害者保護を図っている。特約は、個別約定や約款による場合を含む。仮に、このような特約が自由に成立することを許容するとしたら、今日の取引が大部分約款によって行われている現状に鑑み、消費者の利益を侵害することとなるためである。

3.7 連帯責任

本法第5条は、製造物の欠陥発生について原因を提供した者が二人以上いる場合、その責任の比率にかかわらず、各人が損害全体に対して被害者に賠償する義務があることを規定している。

欠陥がある製品によって損害が発生した場合に、損害の発生・拡大に関する過失責任を負う者が複数いる場合には、複数の責任主体が被害者に対し賠償責任を負うことになる。これら複数の責任主体の被害者に対する損害賠償責任は、共同不法行為の成立如何にかかわらず、原則的に、各責任主体が被害者に対し、自己の責任原因と相当因果関係にある全損害について賠償する義務を負うものである。したがって、当然、他の責任主体が履行した限度で賠償義務は免除される。

欠陥製品によって事故が発生し、複数の責任主体が損害賠償義務を負う場合、その責任主体間においては、損害に対する各人の寄与度に相応した負担部分が決められる。複数の責任主体の中で被害者に対し損害賠償義務を履行した者は、自己の負担部分を超過した部分については、他の責任主体に対し求償権を得る。

3.8 消滅時効

本法第7条は、損害賠償請求権を行使することができる期間を制限している。すなわち、第1項においては、被害者またはその法定代理人が、損害および加害者を知ったときから3年間損害賠償請求権を行使しなければ、時効によって消滅すると規定している。これは、一般不法行為責任に関する韓国民法第766条第1項の規定に応じたものである。

第2項においては、製造業者が、製造物を引渡した日（流通においた日）から10年の期間が経過するに伴い、被害者は損害賠償請求をできないと規定している。但し、身体に蓄積され人の健康を害する物質によって損害が発生した場合については、「その損害が発生したとき」から10年が経過することによって、損害賠償請求権が消滅するとした。これは、一般不法行為責任に関する韓国民法第766条第2項の規定と若干異なる規定をおいたものと考ええる。韓国民法第766条第2項においては、「不法行為を行った日から10年を経過したときも前項と同じ」であると規定し、除斥期間としてみる学説もあるが⁽⁵³⁾、判例は消滅時効期間とみている。しかしながら、前述の第2項の規定を厳格に解釈すれば除斥期間として解釈される余地がある。損害賠償請求権の発生・起算点も、損害発生如何にかかわらず製造物を引渡した日と規定している。本項ただし書きには、薬品、食品などにより被害が生じた場合に、潜伏期間が経過した後ではじめて症状があらわれたり、損害が発生する場合があるので、例外を認めたのである。本項は、日本の製造物責任法第5条第2項と同じである。

3.9 民法の適用

1) 損害賠償の範囲

製造物責任法は、欠陥責任による損害賠償の範囲に関して特別な規定を設けていないので、民法上の不法行為による損害賠償の一般原則に基づいた人的損害、物的損害などの賠償請求が可能である。しかし、製造物自体の損害に関しては、同法による欠陥責任原理が適用されるのではなく、契約責任または一般不法行為責任によることを規定している。これは、製造物責任制度が、沿革的にみて、製造物の安全性の欠如による拡大損害に関する製造者の責任を追及する制度として発展してきたものであり、理論的には、欠陥と瑕疵の区別が可能

(53) 郭潤直 “債権各論” (博英社, 1995) 845頁。

であるが、實際上、その区別は微妙であり困難な場合が多いという理由からである。

もっとも、生命・身体または財産上の拡大損害が生じた場合には、被害者の負担が過大になるのを防ぐために、損害賠償の範囲に製造物自体の損害まで含めなければならないとすることが一般的である。しかし、この場合にも、製造物責任法の解釈上、拡大損害は欠陥責任の原理によって、製造物自体の損害は、契約責任または一般不法行為法の過失責任の原理によらねばならず⁽⁵⁴⁾、依然として、被害者にとって複雑な訴訟とならざるをえない。立法的に製造物自体の損害を欠陥責任の損害賠償範囲に含めるべく考慮したと考えられる。

逸失利益など欠陥製造物による純粋な経済的損害については争いがあるところであるが、損害賠償の範囲に純粋な経済的損害を除外しなければならない合理的理由はみあたらない。但し、製造者の損害賠償範囲が無限に拡大する可能性があるという問題点については、欠陥と損害との間の相当因果関係を適用し、合理的な範囲内において解決することができよう。

2) 過失相殺

製造物責任の場合に、被害者の主張に対する抗弁として、前述した免責事由の立証の他にも、「誤用」という消費者の使用方法における過失をあげることができる。EC指針は、あらゆる事情を考慮し、「損害が被害者または被害者の責任に帰することができる第三者の過失によって生じた場合」に製造者の責任を減免しており、フランスも同様の規定をおいている⁽⁵⁵⁾。

韓国の製造物責任法は、このような過失相殺の特則を設けておらず、民法上の過失責任にもとづく一般不法行為に関する第396条の過失相殺の規定を製造物責任にそのまま適用することができるか否か問題となる。責任要件が、製造者の過失から製造物の欠陥へと変更されたとはいえ、被害者の損害発生防止のための努めが疎かにされたことを容認する理由はないので、製造者の賠償額の算定にあたり、当然、被害者の過失を考慮しなければならない⁽⁵⁶⁾。また、本法

(54) 拡大損害発生時に製造物自体に対する損害賠償請求の責任原理まで欠陥責任を適用すると、例えば、自動車の欠陥による火災発生時に消費者が個人の所持品を車内に置き忘れるなどの偶然の事情如何によって責任原理が異なる矛盾が生じる。

(55) Council Directive (85/374/EEC) Article 8 (2), Code Civil Article 1386-13.

(56) 金性倬・前掲153頁；강창경・최병록・박희주・前掲217頁など。

第8条においても、製造物の欠陥による損害賠償責任について民法の適用を規定している。

しかし、消費者の誤用の抗弁は、設計上の欠陥および警告上の欠陥と関連しである程度までは誤用を予想しなければならないので、通常の過失と重大な過失などを一律に取り扱うのは無理である。すなわち、一般的に予想される被害者の通常の過失については全額の賠償を認定し、被害者が当該製造物の欠陥を知らながら使用したり、使用上の重大な過失がある場合には、過失相殺を認定することが妥当であると考え⁽⁵⁷⁾。

4 おわりに：施行上の問題点と課題

4.1 規定上の問題

(1) 保護法益に「健康」を追加する必要がある。本法第3条においては、製造物の欠陥による保護法益を「生命」、「身体」、「財産」に限定している。確かにこれは、例示的な列举規定とみることもできる。しかし、ドイツ法と同じく「健康」を保護法益として規定することがより明確であろう。とりわけ、医薬品、食品などの製造物によって精神的、肉体的健康を害する被害が増加している。

(2) 法令が定める基準を遵守した場合には、欠陥製造物によって事故が発生した場合にも、被害者は、製造業者に責任を問う事ができないのが問題である。免責事由を規定した第4条第1項第3号に「製造物の欠陥が製造業者に当該製造物を引渡した当時の法令が定める基準を遵守したことによって発生した事実」を損害賠償責任の免責抗弁事由として定めている。この規定は、政府案においては「製造者は、製造物の欠陥が法律上の強制基準を遵守したために発生し、この強制基準を遵守しない製造物の製造が違法にあたる」ことを立証すれば免責されると定めていたが、議員立法される際に変更されてしまった。

しかし、一般的には、製造物責任訴訟において、政府が定める法的基準に適

(57) 例えば、1994年の韓国消費者保護院立法試案第9条は、「被害者に重大な過失が存したり、被害者が欠陥のあることを承知で製造物を使用したときには、裁判所は損害賠償責任およびその金額を定めるにあたりこれを斟酌しなければならない」と規定している。

合するといえども、それは、その製造物の製造・販売のための最低要件であり、これによって、製造者が、すぐに製造物責任を免れるとするのは、被害者救済において不十分であると考ええる。すべての法令によって適法な手続の許可、認可などを受けて流通している製造物は、欠陥があったとしても免除される余地が生じよう。したがって、本免責事由が適用されるのは、法的な強制基準それ自体に問題があるが、この規準によらなければ法的に違法となり、その結果、この基準に従って製造または加工することになり、これによって欠陥製造物になってしまう場合に限定する必要がある。たとえば、自動車のテールランプについては、ECの統一基準として最高光度が定められており、同基準以上に明るい照明を製造することは禁止されているが、そのために、仮に照明があまりにも暗すぎて事故が起こったということを主張する製造物責任訴訟が提起された場合には、製造者は本免責事由を利用して抗弁することができる。

(3) 製造物責任強制保険制度の明文規定が必要である。任意保険制度は中小企業の製造業者にとって活用度が低く、被害者救済が不十分となる可能性がある。現制度を補完する方案として、中小企業製造物責任保険の活性化のための政府の支援と対策が中小企業庁においてたてられている。

(4) 企業別、産業別PLセンターの設立根拠が設けられなければならない。

製造物責任事故の紛争を迅速且つ円滑に解決するために、製造物責任と関連する相談、斡旋、紛争調整などを遂行するセンターの設立に関する法的根拠が必要である。日本は、製造物責任法の制定とともに議会による附帯決議としてその根拠を設け施行している。

4.2 裁判所の課題

(1) 立証責任の緩和

立法過程においては、立証責任の緩和を規定する意見があった。しかし、これは、一般的な立証責任の原則に従って裁判所の判例に委ねられることになった。製造物責任法第3条によれば、被害者は、製造者の欠陥が存在、損害の発生および欠陥と損害の間の因果関係を立証しなければならない。ここで、専門家ではない被害者の立場からは欠陥と因果関係を立証することは困難を伴う問題であるため、立証責任を加害者たる製造者に転換したり、被害者が蓋然性のみを立証すれば製造者責任を推定する方向で判例が形成されることが望まし

い。これについては、裁判所の役割が重要になると予想される。

4.3 製造者（企業）の課題

（1）製造物責任教育

①全社員に製造物責任に関する基本教育を実施する。その内容は、法律知識、事例、製品安全性、製造物責任が企業に及ぼす影響などである。

②商品の設計者に安全教育を実施する。商品の欠陥は設計に起因することが少なくないためである。特に、設計上の欠陥は、生産された商品全体の欠陥をもたらすという問題が生じる。教育内容は、安全基準、関連法規、製造物責任内容などである。

③製造物責任担当部署職員に対する教育を実施する。その内容は、国内外の製造物責任法および関連法規の動向、国内外の製造物責任の情報、製造物責任に対する事前・事後対策などである。

④管理者教育を実施する。その対象は、設計、原材料購入、生産、販売、保管、広報、広告など全事業部署に所属する管理者である。

⑤関連会社と協力会社に対する教育が必要である。関連会社としては、販売会社をあげることができ、協力会社には部品会社をあげることができるが、これらの会社は、製品の生産と流通に関わっているので、この段階における欠陥を予防するための教育が必要である。

（2）生産決定段階における安全性の点検

製造者は、商品の生産決定段階において、同商品の安全性如何を綿密に検討する。新商品の場合には、科学技術および医学的試験・検査を徹底する。これらを行なわない場合には、事故情報を十分に収集・検討しなければならない（事故情報樹立体系の確立）。

（3）設計段階における安全性の点検

設計段階においては、関連法規の基準に合格するか、設計の技術的方法などに問題がないかなどを確認する。これは、事故後、裁判所における責任如何の決定に際し重要な要素となるためである。

（4）生産段階における安全性の点検

商品に供された材料の性質、商品の化学的性質および金属成分などの安全性

を検査し、その安全性を判断するために用いられた検査方法と検査記録および機能試験の結果を、完全且つ正確に保存しなければならない。これは、後で起こる紛争に備えるための、また、商品の安全性改善のための基礎資料となる。

（5）商品の表示、説明、警告の充実

商品取扱説明書に商品の安全と関連した事項を正確かつ詳細に説明する。その主要内容は、商品の組立方法、部品の内訳、商品の安全な使用のために必要な保存方法および定期検査に関する事項、故障が生じた場合の例とこれに対応する対策、材料の腐食や故障および寿命に関する事項、事故時の緊急対処方法、販売者、代理店、顧客など商品を取り扱う者に対する商品の使用、使用範囲、潜在的危険に関する情報と誤用の場合に対する情報、商品の改造、部品や材料の変更に対する警告などである。

（6）商品の安全担当組織の構築

商品の生産決定、製造、販売など、あらゆる段階において製品の安全性如何を調査・分析し、安全性の向上のための方案をたてられるように担当組織をおく。そして、社員教育担当組織を運営する。

顧客の不満および被害を処理する機構では、その原因が商品の安全性から生じたのかを検討しなければならない。これは、事故の事前防止の資料となる。

（7）安全性広告の注意

商品の表示・説明・警告があったとしても、商品の広告において安全を保障しているような表現を用いた場合、商品の欠陥として判断されることもある。例えば、「安心して使用できる」、「安心してお飲み下さい」、「安全を保障する」という表現は、広告において避ける。

（8）協力業者との責任負担の明確化

原材料の購入および商品の製造もしくは加工を委託した場合、契約当事者と製造物責任に関する責任分担事項を明確にする。

（9）製造物責任保険加入

製造物責任保険は、必要に応じて加入する。自己発生後、社内留保金によって賠償金に充当することができるか否か、当該商品の事故発生頻度とその賠償

額はどのような関係にあるかを十分に考慮した後に、保険加入を決める。

(10) リコール費用保険加入

商品に欠陥があることが明らかになった場合、被害の拡散を防止するため、または、政府の命令によって欠陥商品を回収する場合には、その費用は多大である。このような場合に備えて、欠陥商品回収費用保険の加入を検討する。

(11) 裁判外紛争処理機構における賠償処理

被害が生じた場合、被害者は、まず、会社とその賠償を請求する。この場合、自前の被害賠償機構においてその処理を行い（特に、各協会に被害救済機構をおく方法を考慮する）、ここで合意に達しない場合、第三者的地位にある公共紛争処理機関にその処理を依頼する。そうすることにより、可能な限り訴訟を回避する。

(12) 事故原因究明体制の確立のための対策

欠陥製造物と関連した政府の関係部署と協議し、事故原因究明のための対策を確立しなければならない。加えて、関連企業が連合した業種別原因究明検査機関の設立が必要となる。もちろん、個別企業が自前の研究機関と検査機関を設置し、消費者に対する企業の信頼を確保し、技術革新と企業発展を図らなければならない。

(13) 中小企業製造物責任保険の開発

中小企業は、保険業界と協力し、適切な「中小企業製造物責任保険」を新たな商品として開発しなければならない。日本においては、製造物責任法を施行とともに中小企業に対する責任保険制度を新たに創設した。この制度の実効性については、議論の余地があるが、韓国においては、政府・中小企業・消費者団体などが協力し、この制度を定着させねばならないであろう。

【参考資料】

大韓民国製造物責任法

法律第6,109号

第1条（目的） この法律は、製造物の欠陥により生じた損害に対する製造業者などの損害賠償責任について定めることにより、被害者の保護を図り、国民生活の安全向上と国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

第2条（定義） この法律において使用する用語の定義は以下のとおりである。

1. 「製造物」とは、他の動産や不動産の一部を構成する場合を含む製造または加工された動産をいう。

2. 「欠陥」とは、当該製造物を以下の項目のひとつに該当する製造、設計または表示上の欠陥やその他、通常、期待しうる安全性が欠如しているものをいう。

イ. 「製造上の欠陥」とは、製造業者の製造物に対する製造、加工上の注意義務の履行如何にかかわらず、製造物が元来意図した設計と異なって製造、加工されることによって安全性を欠いていることをいう。

ロ. 「設計上の欠陥」とは、製造業者が合理的な代替設計を採用したのであれば被害や危険を減らしたり回避できたにもかかわらず、代替設計を採用せず当該製造物が安全性を欠いていることをいう。

ハ. 「表示上の欠陥」とは、製造業者が合理的な説明、指示、警告その他の表示をしたのであれば当該製造物により生じる被害や危険を減らしたり回避できたにもかかわらず、これをしなかったこと

をいう。

3. 「製造業者」とは、次の項目に該当する者をいう。

イ. 製造物の製造、加工または輸入を業とする者

ロ. 製造物に氏名、商号、商標そのほか識別可能な記号などを用いて、自らを製造物の製造、加工又は輸入を業とする者と表示をした者若しくは自らを製造物の製造、加工又は輸入を業とする者と誤認せしめる表示をした者

第3条（製造物責任） ①製造業者は、製造物の欠陥により生命、身体または財産に損害（当該製造物にのみ生じた損害を除外する）を被った者にその損害を賠償する責めに任じる。

②製造物の製造業者が不明の場合、製造物を営利目的をもって販売、貸与などの方法により引渡した者は製造物の製造業者または製造物の自らに引渡した者を知りもしくは知り得たにもかかわらず、相当な期間内にその製造業者または供給した者を被害者またはその法定代理人に告知しなかったときには、第1項の規定により損害を賠償する責めに任じる。

第4条（免責事由） ①第3条の規定により損害賠償責任を負う者が、次の各号のひとつに該当する事実を立証した場合には、この法律による損害賠償責任を免ずる。

1. 製造業者が当該製造物を引渡さなかった事実

2. 製造業者が当該製造物を引渡したときの科学、技術水準では欠陥の存在を発見できなかったという事実

3. 製造物の欠陥が製造業者が当該製造物を引渡した当時の法令が定める基準を遵守したことによって生じたという事実

4. 原材料または部品の場合には、当該原材料または部品を使用した製造物製造業者の設計または製作に関する指示により欠陥が生じたという事実

②第3条の規定により損害賠償責任を負う者が、製造物を引渡し後に当該製造物に欠陥が存在するという事実を知りもしくは知り得たにもかかわらず、その欠陥による損害の発生を防止するための適切な措置を講じなかった場合には第1項第2号乃至第4号の規定による免責を主張することができない。

第5条（連帯責任） 同一の損害に対し賠償する責任を負う者が二人以上いる場合には、連帯してその損害を賠償する責めに任じる。

第6条（免責特約の制限） この法律によ

る損害賠償責任を排除したり制限する特約は無効である。ただし、自らの営業に利用するために製造物を引渡された者が、自己の営業用財産に対し生じた損害に関してこのような特約を締結した場合にはこの限りではない。

第7条（消滅時効など） ①この法律による損害賠償の請求権は、被害者またはその法定代理人が、損害および第3条の規定による損害賠償責任を負う者を知ったときから3年間これを行使しなければ時効により消滅する。

②この法律による損害賠償の請求権は、製造業者が損害を発生させた製造物を供給した日から10年以内にこれを行使しなければならない。ただし、身体に蓄積された場合に人の健康を害する物質により生じた損害または一定の潜伏期間の経過後に症状があらわれる損害に対してはその損害が生じた日から起算する。

第8条（民法の適用） 製造物の欠陥による損害賠償責任についてはこの法に規定によるほか民法の規定による。

附則

①（施行日）この法律は、2002年7月1日から施行する。

②（適用例）この法律は、この法律の施行以後、製造業者が最初に供給した製造物から適用する。

【主要参考文献】

1. 単行本

강창경・박성용・박희주, [제조물책임법의 입법방향: 설문조사와 입법논의], 한국소비자보호원, 1999.

姜昌景・崔秉祿・朴熙主, [製造物責任法の制定에 관한 研究], 韓國消費者保護院, 1994.

延基榮, [生産物損害賠償責任法], 육서당, 1999.

——, [製造物責任], 주석민법-채권각론제7권, 사법행정학회, 2000.

한국소비자보호원, [제조물책임법의 해설과 사례], 2002.

한국소비자보호원, [제조물책임법 제정에 관한 공청회 자료], 1998. 11. 17.

韓琤熙, [製造物責任法論], 大旺社, 1997.

2. 論文

金性倬, “製造物責任에 관한 比較法的研究”, 연세대학교 박사학위논문, 1992.

임승현, “製造物의 缺陷責任에 關한研究”, 명지대학교 박사학위논문, 2000.

金凡鐵, 제조물 책임법에 관한 연구, 법조 2000. 2.

——, 제조물 책임법의 공급자의 책임, 比較私法 제 8 권 1 호 (上), 2001.

金載國, “英美法上 懲罰의 損害賠償의 導入에 관한 小考”, [比較私法] 제 2 권 제 1 호, 1995. 6.

金亨培, “製造物責任에서의 缺陷의 概念과 責任歸屬”, [損害賠償法の 諸問題: 誠軒黃迪仁博士 華甲記念論文集], 博英社, 1990.

金弘燁, “國際間 製造物責任訴訟과 外國法院의 國際裁判管轄權 認定基準”, [人權과 正義] 제 237 호, 1996. 5.

閔庚道, “製造物責任”, [法과 正義: 徑史李會昌先生 華甲記念論文集], 1995.

박 훈, “製造物責任에 관한 最近의 리스데이트먼트 改正”, [법학] 제 32 권 제 2 호, 서울대학교, 1998.

朴基東, “美國의 製造物責任訴訟: 不法行爲上의 嚴格責任을 中心으로”, [裁判資料] 제 65 집, 1994. 12.

梁彰洙, 韓國의 製造物責任法, 서울대학교 法學 제 42 권 제 2 호, 2001.

延基榮, “生産物責任의 主體와 客體”, [比較私法] 제 5 권 제 2 호, 韓國比較私法學會, 1998. 12.

——, “日本 製造物責任法の 立法過程과 그 内容”, [比較法學] 창간호, 韓國比較私法學會, 1994.

——, “製造物責任法の 制定과 企業의 對策”, [比較私法] 제 6 권 제 1 호, 韓國比較私法學會, 1999.

——, “民事責任의 基本構造에 관한 一考”, [比較私法] 제 4 권 제 2 호, 韓國比較私法學會, 1997.

——, “담배의 危險性과 製造物責任法理의 適用: 담배소송에 적용될 법이론의 正립을 위하여”, [現代民法學의 課題와 展望: 觀淡金允求博士 華甲記念], 1999.

延基榮·金鎮雨, “生産物責任에 있어서 立證責任輕減에 관한 比較法의 研究”, [比較私法] 제 4 권 제 1 호, 韓國比較私法學會, 1997.

尹眞秀, 한국의 제조물 책임-판례와 입법-, 법조, 2002. 7. (통권 550 권)

李正植, “製造物責任의 法理構成과 立法論”, 중앙대 박사학위논문, 1994. 12.

——, “製造物責任의 責任要件으로서 缺陷에 관한 考察”, [社會科學論叢] 제 15 집, 명지대 사회과학연구소, 1999.

鄭萬朝, “過失에 基한 製造物責任과 그 證明問題”, [민사판례연구] 제 1 집, 1992. 12.

——, “製造物責任”, [司法論集] 제 9 집, 법원행정처, 1978. 12.

정용득, “리콜제도의 의의”, [월간消費者] 제190호, 1997. 8.

鄭忠見·延基榮, “生産物責任에 있어서 缺陷의 概念과 類型”, [比較私法] 제3권 1호, 1996. 4.

최명구, “제조물책임에서의 자동차의 결함”, [比較私法] 제6권제1호, 한국비교사법학회, 1999.

최병규, “제조물책임보험의 현황과 활성화방안연구”, [比較私法] 제6권제1호, 한국비교사법학회, 1999.

崔秉祿, “製造物責任訴訟에서의 立證責任”, [比較私法] [比較私法] 제6권제1호, 한국비교사법학회, 1999.

———, “제조물책임법의 입법방향”, [월간消費者] 제170호, 1995. 7. 8.

———, “製造物責任의 法理와 立法方向에 관한 研究”, 경북대학교 박사학위논문, 1994.

崔完植, “法院判例를 통하여 본 美國의 航空機製造者責任”, [국제법학회논총] 제35권제2호, 1990. 12.

———, “航空機製造物責任에 관한 考察:美國의 航空判例를 중심으로”, [航空法學會誌] 제3호, 1991. 7.

한봉희, “韓國製造物責任法の 立法論的 課題”, [財産法研究] 제12권 제1호, 1999. 5.

【訳者後記】

本稿は、大韓民国東国대학교法科大学延基榮教授による講演「韓國 製造物責任法の 制定過程과 主要内容」の全訳である。この講演は、2002年12月13日、早稲田大学比較法研究所の主催により開催された。本訳文が、延基榮教授の主張されるところを誤ることなく伝えることができているとすれば、訳者の喜びこれに過ぎるものはない。本講演ならびに翻訳に際し、様々な御教示を下さった延基榮教授に対して、この場をお借りし、心より御礼申し上げる。